

全国キリスト教学校人権教育研究協議会 2026 年度（第 30 回）総会資料

日時 2026 年 8 月 11 日

於 カトリック麹町聖イグナチオ教会 信徒会館ヨセフホール

- 1, すべての子どもの学ぶ権利を平等に保障することを求める要請
- 2, 1 の解説
- 3, 道徳の「教科化」に対する反対意見（案）
- 4, 3 の解説と資料
- 5, 教科書採択に関する要請（案）
- 6, 国旗損壊法に反対する要請文（案）
- 7, 6 の解説と参考資料
- 8, 沖縄差別政策と軍備増強に対する抗議文（案）
- 9, 原発政策に対する意見書（案）
- 10, 外国人への排外政策への意見書（案）

※総会の場合でも議案書とこの資料を配布いたします。セミナー中にお読みいただく時間がないので、メールに添付して送ります。お時間のあるときに読んでいただき、ご意見などありましたら総会席上でお願いいたします。

※なお、この声明文は【案】です。総会で承認されれば実際に関係各機関に送付されたものが次号のニューズレターに掲載されます。承認までは【案】として扱ってくださいますようお願いいたします。

※総会の場合で起草者より説明が加わる場合があります。

※3 と 5 に関しては NCC 教育部との連名で送付します。文案はすでに NCC 理事会の承認を得ています。

※すべての抗議文、声明のあとに以下の連絡先をつけます。日付は 8 月 11 日とします。

<連絡先> 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-21

日本キリスト教協議会(NCC)教育部

E-mail: nccj-education@cello.ocn.ne.jp

1, すべての子どもの学ぶ権利を平等に保障することを求める要請

内閣総理大臣 高市早苗 様

文部科学大臣 松本 洋平 様

全国キリスト教学校人権教育研究協議会 全国運営委員会

朝鮮高校と朝鮮幼稚園に「無償化」を適用し、また「3.29 通知」の撤回と、 すべての子どもの学ぶ権利を平等に保障することを求める要請書

2026 年度より、「高校無償化」制度が私立学校にまで拡充されました。これまで公立学校以外の学校へは「就学支援金」という形で給付され、それらは文科省によると「すべての意志ある生徒の学びを保障する」という趣旨に沿い、中華学校、ブラジル人学校などの外国人学校も対象とされてきました。しかし、朝鮮学校は制度の当初からその対象から外されたまま16年が経っています。2019 年から始まった「幼児教育・保育の無償化」からの朝鮮幼稚園の除外も依然として続いています。

すべての子どもには教育を受ける権利があり、「子どもの権利条約」の28条には、この権利のために「例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。」と書かれています。朝鮮学校の生徒に「拉致問題」の責任を負わせて差別する政府は、自国もこの条約に批准していることを忘れきっているにちがいありません。この国に生まれ、この国の若者として育ち、いずれはこの社会の担い手となっていく子どもたちに対して、平等に教育を受ける権利を保障し、排外主義から守ることこそ国の責務であるはずで

す。現代の世界において多様性は守られるべき普遍的な価値です。政府機関も多様な言語を尊重し異文化を理解して共生社会を目指すことを謳っている中で、朝鮮学校の生徒たちが自分たちの歴史やルーツの言葉を学ぶのは当然の権利であり、奪われてはならないものです。にもかかわらず、日本政府は、国連の人種差別撤廃委員会から再三の是正勧告を受けながら政策を変えようとしないのは、法治国家として恥ずかしい姿です。日本に親しんで育ちながらも、自らのアイデンティティを祖国の言葉を身につけることに託し、文化を引き継ごうとしている子どもやその親たちが、学費のために進学を諦めて、全国の朝鮮学校が生徒数を減少させていくなか、私達は一刻も早く、「無償化」制度からの除外をやめるように、要請せずにはいられません。

さらに、政府はこの拡充した無償化制度からは外国人学校を外し、日本学校に在籍していても「留学生など日本への定着が見込まれない生徒」も対象外としました。「家族滞在」の子どもに対しても「日本の小学校及び中学校を卒業した者」で「日本で就労する意思があると認められた者」と極めて明確な線引きを行いました。日本の学校の教員が在留資格によって自校の生徒を選別しなければならない事態になっています。これに関してある衆議院議員が「自国民優先」を平然と述べたことは、まさに昨年の参議院選挙以来盛んに言われるようになった「日本人ファースト」の流れの中にあり、このような政府の姿勢はますます排外主義を強めるものと考えます。

日本社会が真に人権を尊重する多文化共生社会への道を歩んでいくため、この間粘り強く続けられてきた朝鮮学校とその支援者の闘いに共鳴する私たちは、一刻も早く朝鮮高校また朝鮮幼稚園を「無償化」の対象とし、「3.29 通知」を撤回して各自治体に補助金の復活を働きかけることを求めます。

2. 1の解説

①3. 29 通知とは

2016年3月29日「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について」という題名で、当時の文部科学大臣、馳浩の名前で各都道府県知事宛に出されました。「朝鮮学校に関しては、我が国政府としては、北朝鮮と密接な関係を有する団体である朝鮮総聯が、その教育を重要視し、教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしているものと認識しております。」とし、「各地方公共団体におかれては、朝鮮学校の運営に係る上記のような特性も考慮の上、朝鮮学校に通う子供に与える影響にも十分に配慮しつつ、朝鮮学校に係る補助金の公益性、教育振興上の効果等に関する十分な御検討とともに、補助金の趣旨・目的に沿った適正かつ透明性のある執行の確保及び補助金の趣旨・目的に関する住民への情報提供の適切な実施をお願いします。」と通知しています。この通知の後、補助金を出す市町村が目に見えて減少していきました。通知当初から日弁連および各都道府県の弁護士会から適正な補助金支給を求める声明が出されています。

②国連からの勧告とはどんなもの？

国連には各条約ごとに監視機関があります。そこでは、人権法に精通した各国の専門家で構成された自由権規約委員会、社会権規約委員会、人種差別撤廃委員会、子どもの権利委員会、女性差別撤廃委員会などがあり、日本政府は定期的に、それぞれの条約の実施状況を報告書にまとめて国連事務局に提出しなければなりません。その政府報告書の詭弁を、アムネスティや日弁連、NGOが客観的資料を添えたレポートを作成し国連事務局に提出します。

条約監視機関である各委員会は政府／NGOのレポートを精読して審査をおこない、審査結果を総括所見として発表します。上記の各委員会からは日本政府に対して、厳しい是正勧告が出されています。

これとは別に、国連人権理事会があって、国連総会で選出された各国の政府代表によって理事会が構成され、ここでも定期的に、各国の人権状況について審査されます。各国の政府代表が質問し発言し、それが文書化されます。当然、国際政治的な思惑が入った文言になるのですが、その多くが、日本には国内人権機関がない、包括的な差別禁止法がない…ことに対して批判的勧告が出されています。

日本は昨年、自分から手を挙げて人権理事会の理事国になったのにもかかわらず、これらの勧告に対して、「法的拘束がない」として無視しつづけています。

☆国連の人種差別撤廃委員会からの勧告について「ヒューライツ大阪」のサイトを参照



<https://www.hurights.or.jp/archives/newsinbrief-ja/section1/2023/10/>

③「高校無償化」の拡充からの外国人・外国人学校の除外

(2026年8月8日～10日に開催の全国在日外国人教育研究集会大阪大会の基調報告より許可を得て抜粋)

これまで、外国籍の生徒は、日本人の生徒と区別なく高等学校等就学支援金の対象でした。また、外国人学校に関しても、先述の朝鮮学校を除いては同様に対象となっていました。しかし、2025年10月下旬、当時連立を組んでいた自公に維新を加えた3党合意によって、2026年度からの高校無償化拡充に際して、「外国人学校を対象にしている現行制度を廃止し、留学生など日本への定着が見込まれない生徒は対象外とした上で、収入要件を設けた「別の施策」で支援する」とされました。「在留資格を要件とする制度を導入し、日本に定着することが見込まれない在留資格者は無償化の対象外とする」、また、「各種学校のうち外国人学校については無償化の対象から除外する」というものです。「定住者」は「将来永住する意思があると認められた者」、「家族滞在」は「日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者」のみが対象とされました。そして、「留学」やその他の在留資格の外国籍生徒は対象外とされました。この制度変更によって、外国籍の生徒・保護者は慣れない日本語で様々な資料を集めて手続きをせねばならず、学校側も外国籍の生徒の在留状況を細かく把握し支援金の対象かどうかの「線引き」をしなければならないという大きな混乱を生んでいます。(後略)

3, 道徳の「教科化」に対する反対意見(案)

文部科学大臣 松本 洋平 様

中央教育審議会会長 橋本 雅博 様

全国キリスト教学校人権教育研究協議会全国運営委員会

日本キリスト教協議会(NCC)教育部

道徳教育の「教科化」に対して重ねて反対を表明し、 平和教育の萎縮を惹起する文科相発言の撤回を強く求めます

「特別の教科 道徳」の設定、とりわけ検定教科書の使用は、国家が教育の内的な価値に介入して統制し、特定の価値を一方的に教え込むことであり、憲法が規定する「思想・良心の自由」(19条)、「学問の自由」(23条)を侵すものです。また道徳における評価は、子どもの内心や人格に対する不当な干渉であり、決してあってはならないものです。道徳を「教科化」し評価の対象とすることの危険性を深く憂慮する立場から、強く撤回を求めます。

加えて、平和教育や主権者教育の萎縮を惹起しかねない文科相発言の撤回と、文科省こそが政治的中立を厳守し、教育の自由の保障に専心することを強く求めます。

国家に忠義を尽くすことを最高の道徳とする「修身」教育によって子どもたちを人権侵害の最たる戦争に駆り立てた重大な過ちを二度と繰り返してはならないと考え、人権教育の推進に取り組んでいる私たちは、検定によって道徳の教材の多様性が奪われることを憂慮しています。加えて、今年3月に沖縄辺野古沖で起きた事故後、平和教育の課題への様々な取り組みの自由を保障すべき立場にある文科相が、学校の取り組みを教育基本法違反と判断した発言(5月22日)は平和教育や主権者教育の萎縮を惹起しかねないものであると危惧を大きくし、発言の撤回と、文科省こそが政治的中立を厳守し教育の自由の保障に傾注することを強く求めます。

ロシアによるウクライナへの侵攻をはじめとする国家間の緊張の高まりの中で、道徳教育が「愛国心」の方向付けや押し付け、また国家と自国の国益のみを追求する国策に従順な人づくりに利用されることは断じてあってはなりません。

児童・生徒が、自分の発言がどのように評価されるかを案じたり、同調圧力にさらされたりすることからの解放が保障された自由な対話の中で生命や家族、国、世界に対する価値観や倫理的判断力を育てることができるよう、個々に異なる児童・生徒の生育史、家庭状況等への留意と配慮を伴った環境づくりこそが優先されるべきです。

学ぶ者、教える者の自由の尊重、また世界の平和とすべての人の人権の確立を切望する立場から改めて「教科化」に反対の意思を表明し、平和教育の萎縮を惹起しかねない文科相発言の撤回を強く求めます。

4, 3の説明と資料

人がどのような生き方を選び、国や郷土とどう関わるか？その「愛」の中身は？－これらは誰からも強制されるべきものでなく、まして評価などできるはずありません。「教科化」は先の大戦後、「勅語」「修身」が廃止され教育の民主化が進む中、国主導の道徳教育強化を願う人々によって長く論じられてきました。第一次安倍内閣時、「徳育」の導入が話題になるも実現には至らず－しかし2011年に起きた大津市でのいじめ自殺を契機として首相(安倍)の私的諮問機関である「教育再生実行会議」の再度の提唱以降、一気に進められ、小学校では2018年度、中学校は2019年度から「特別の教科 道徳」が登場しました。「パン屋が和菓子屋に、アスレチック公園が和楽器の店に」初の道徳教科書の検定での書き換え指示－ジャパンファーストといわんばかりの変更ですが、それ以上に、これまで個々の教師に委ねられていた部分が多くあった道徳教育の内容を国・文科省がハンドルを握り、国にとって都合の良い、従順に公に奉仕する人づくりが進められていく－この変更こそが大問題なのです。特にキリスト教や仏教、創立者の教育理念等に基づいて児童生徒ひいては社会・世界の平和と幸福を願って全人的教育を展開してきた私立の幼小中高にとっては建学の精神に関わる問題であり、公立校の先生・保護者とも連帯して反対の声を上げ続けていくべき課題です。

前身的教材『心のノート』および『私たちの道徳』を強く意識した検定教科書は、自国を絶対視し、自国文化礼賛へと誘導する恐れのある記述が多く、外国にルーツを持って日本社会に生きる、あるいは様々な性自認をもつ児童生徒などさまざまな違い・個性を尊重する多文化共生、平和構築の知見と姿勢がますます重要な現代において極めて不適切なものであると言わざるを得ません。

また、戦前および戦時下において、多くの国民を教化し「忠君愛国」を強いた道徳(修身)教育の支柱であった「教育ニ関スル勅語」は1948年の「教育勅語等の失効確認に関する決議」および「教育勅語の排除に関する決議」によって廃止が宣言されています。にもかかわらず、2017年に文科省の藤江陽子大臣官房審議官および松野博一文科相(当時)によって教育勅語を教材として用いることは問題ではないという見解の表明がなされ、閣議において教育勅語を教材として使用することは否定しないとの答弁書が決定されるという看過できない事態が起きました。翌2018年10月には柴山昌彦前文科相が「『教育勅語』は現代的にアレンジした形で今の道徳などに使えると言う意味で普遍性を持っている部分があり、検討に値する。」と就任記者会見の中での発言が続きました。

今年3月27日、2012年以降規採用職員研修などで引用を続けてきた広島市の松井一実市長が引用を止めると正式表明したことが話題となりましたが、国家への無条件の奉仕や軍国主義的価値観の強化が教育の場に再び持ち込まれることがないように、教育勅語をめぐる発言・扱いに今後も注視する必要があります。

今年3月沖縄辺野古での研修旅行中に起きた事故後、文科相は「政治的活動を禁じる教育基本法第14条第2項に反するものであったと考えております。」と発言しました(5月22日記者会見)。「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」とする教育基本法14条1項は基地問題を含む平和教育を否定・禁止するものでは決してなく、国が当事者である辺野古問題に関する教育内容を文科相が判断すること自体、14条2項が禁ずる「特定の政党を支持し」てその政党の政策推進に協力する印象を拭えない、中立性を欠いた行為であると言わざるを得ません。国家権力が教育内容を判断する介入は決して看過してよいものではありません。

文科省による立ち入り調査、続く文科相発言により平和学習や人権教育など社会的問題を扱うこと自体を避ける「萎縮」の拡がり懸念されていますが、世界各地で紛争が続く、国際的緊張がかつてない高まりを見せている中不安を大きくしている児童・生徒・学生たちと大切なことを共有する営みを「不当な支配に服することなく」(教育基本法第16条)継続して行かなくてはなりません。

国家に忠義を尽くすことを最高の道徳とする「修身」教育によって子どもたちを人権侵害の最たる戦争に駆り立てた重大な過ちを二度と繰り返してはならないと考え、人権教育の推進に取り組んでいる私たちは、検定によって道徳の教材の多様性が奪われることを憂慮しています。加えて、今年3月に沖縄辺野古沖で起きた事故後、平和の課題への様々な取り組みの自由を保障すべき立場にある文科相が、教育基本法違反と判断した発言は平和教育や主権者教育の萎縮を惹起しかねないものであると危惧を大きくし、発言の撤回と文科省こそが政治的中立を厳守し教育の自由の保障に傾注することを強く求めます。

ロシアによるウクライナへの侵攻をはじめとする国家間の緊張の高まりの中で、道徳教育が「愛国心」の方向付けや押し付け、また国家と自国の国益のみを追求する国策に従順な人づくりに利用されることが断じてあってはなりません。児童・生徒が、自分の発言がどのように評価されるかを案じることや、同調圧力からの解放が保障された自由な対話の中で生命や家族、国、世界に対する価値観や倫理的判断力を育てることができるよう、個々に異なる児童・生徒の生育史、家庭状況等への留意と配慮を伴った環境づくりこそが優先されるべきです。

学ぶ者、教える者の自由の尊重、また世界の平和とすべての人の人権の確立を切望する立場から改めて「教科化」に反対の意思を表明し、平和教育の萎縮を惹起しかねない文科相発言の撤回を強く求めます。

5、教科書採択に関する要請

文部科学省

教科用図書調査検定審議会御中

全国キリスト教学校人権教育研究協議会全国運営委員会

日本キリスト教協議会（NCC）教育部

わたしたちは、30 数年にわたり人権教育・平和教育を推進してきました。教員や市民の粘り強い運動により、いわゆる「歴史修正主義」に立つ歴史教科書の採択率は激減しました。一方、一昨年「国史教科書」（令和書籍）が検定を通ったことに、記載内容の問題性や違和感と共に、検定審議官の歴史認識や検定制度への大きな不信感を覚えました。敗戦後 80 年を経ても、日本の植民地支配下にあったアジア諸国でなした蛮行が、歴史教科書に適切に記述されているとは到底思えないからです。敗戦後 81 年となる現在、国会議員をはじめ市民の中にも誤った歴史認識をもつ方がいることに対し、深く憂慮します。歴史教科書において、いわゆる「負の歴史」に関する記述が不十分なため、歴史の事実を十分に学ぶことができていないことも原因のひとつであると捉えています。

更に、以下の新たな調査結果から、中学生の平和意識に変化があるのではないかとこの憂いも生じます。「国を守る良い戦争（正義の戦争）がある」という意見に対する中学生の回答」（村上登司文 京都教育大名誉教授による調査『東京新聞』2026 年 4 月 29 日紙面参照）によると、侵略から国を守る「正義の戦争」に反対すると答えた中学生が、1997 年より 10 ポイント近く減少して 5 割弱にとどまり、「日本はどのような戦争も行うべきではない」と考える割合も減り、過去 4 回の調査で初めて 8 割を切ったとのこと。「反戦平和意識の低下が見られる」と分析されていました。

中学生だけでなくわたしたちも、パレスチナ、ウクライナ、イランなどの戦争報道に日々さらされていますが、「武器輸出」に舵を切った日本政府の姿勢は、日本国憲法第二章第 9 条に明記されている「戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認」に明らかに抵触しています。社会科（歴史・公民）教科書の記載内容や平和教育に対する姿勢も問われます。

今もなお、朝鮮半島出身者の集住地区に対する「ハイトスピーチ・ハイトクライム」が続いています。日本の植民地政策の下で仕事を求めて来日した人もいますが、多くは「強制連行」によって国内の炭鉱やダム建設などに従事させられました。また、沖縄をはじめ、朝鮮半島、中国、アジア諸国において女性たちが日本軍「慰安婦」として軍と共に移動させられました。その事実に関わり触れていない教科書や、自国中心的な記述の教科書を認可する検定審議会の責任は大きく問われます。

1993 年の河野談話、95 年の村山談話と続き、97 年の中学校歴史教科書 7 社全社に、「慰安婦」に関する記述がありました。しかし 99 年「国旗・国歌」法制化、2006 年の現行「教育基本法」成立により愛国心の涵養が謳われると共に、右派政治勢力の圧力により歴史教科書の記述は大きく後退しました。現在「慰安婦」についての記述があるのは 2 社のみです。隣国の小・中学生が学習している日本の植民地支配の歴史を日本の生徒たちが知らないまま、両国の外交や市民交流が良好になるとは到底思われません。

歴史の事実を知ることは、決して「自虐的」などではなく、むしろ「責任」ではないでしょうか。アジアの状況をみても、近隣諸国との平和的な関係を構築する責任が日本に求められていることは確かです。中学生が

平和意識と正しい歴史認識とをもつための教科書と学習は必須です。

1923 年の関東大震災時、国家は「流言・蜚語」を止めないどころか「戒厳令」を発布して危機感を煽りました。研究結果では、6,000 人を超える朝鮮人、800 人近い中国人と、日本人社会主義者が警察や自警団に虐殺された事実が明らかになっています。国家が虐殺を誘導した事実は長く闇に葬られてきましたが、近隣諸国からは責任追及の声があがっています。歴史教科書によっては、差別意識を煽りかねないような記述や、「震災後、新たな都市計画が進められた」などと問題の本質から逸れた記述に留まっている教科書さえあり、ここでも検定審議会の姿勢が大きく問われます。

歴史修正主義を排し、平和憲法を維持しつつ、被爆国として核廃絶を求める姿勢を貫く社会科教育や平和教育が今こそ必要です。そのためにも、教科書検定の基準の見直しを強く求めます。

6, 国旗損壊罪法の制定に反対する要請文(案)

内閣総理大臣 高市早苗 様

文部科学大臣 松本 洋平 様

全国キリスト教学校人権教育研究協議会 全国運営委員会

国旗損壊罪法に反対する声明

「国旗の損壊等の処罰に関する法律」が多くの疑義が出されたにもかかわらず、7月17日に国会で成立し、あさって8月13日から施行されようとしています。この法は「国旗を大切に思う国民感情を保護する」（法務省国旗の損壊等の処罰に関する法律Q&A）とされています。そして日の丸を「人に著しく不快または嫌悪の情を催させるような方法」で「公然と損壊し、除去し、または汚損」した行為を処罰対象とし、拘禁刑・罰金を科するものです。さらに、その適用は「行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案して行う」としています。

このような法ができることについて、多数の反対・批判意見が出ています。私たちはそれらの意見に加えて、快・不快で判断し攻撃することへの危険を訴えている立場から、以下の通り訴えます。

1. この法案は「国旗を大切に思う」のが「国民感情」として、国旗尊重を国民の精神的義務と位置づけ、それをしない場や人々をあぶり出し攻撃する根拠になりえます。
2. 「人に著しく不快・嫌悪の情を催させる」という、きわめて主観的・情緒的な「感覚」を違法根拠とすることは、「私が不快だから罰するべき」という攻撃的告訴や「私人逮捕」あるいは「炎上」が可能になり、逆にそれを恐れて人々が国旗に対して萎縮ないしは脅威を感じる契機になりえます。
3. 「国旗の除去」を処罰対象とするなら、従来から日の丸を掲げてこなかった団体・施設・企業が、この法を用いて攻撃される（「予め『除去』しておりそれは『不快』だ」と非難する）ことが、現在のSNSの状況から見て充分予見できます。また国旗のない場に、国旗を了解なく掲げられたので取り外したところ、「国旗の公然たる除去」と攻撃されることも想定できます。
告訴・告発だけでも威圧行為ですが、それに応じた警察・検察が拘束・取り調べを行えば、最終的に起訴されなくても充分な威圧になります。
4. この法案には「表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう」に留意しなければならないとあります。「表現の自由」とは、快・不快に関係なく表現を保障することを指すのであり、「国民の自由と権利」とは、国家のあり方や政治体制を根底的に批判するためにその象徴的なものを忌避し否定する自由や権利を内包するのはあきらかです。従って、これらを「不当に侵害しないよう」にするのであれば、この法は存在してはならないのです。
5. 国旗損壊罪は、極端な場合以外には強制力を持たないかのように喧伝されました。しかし1999年の国旗国歌法の成立の際、国旗国歌を強制するものではないと付言されながら、実際には日の丸君が代に不従順の態度を取る教職員に処分を突きつけ学校で強制・義務づけされる契機になっていきました。これを想起しないわけ

にはいきません。

現在、SNS 上では、人権や平和を求める声や行動に対してことあるごとに攻撃が加えられ、萎縮と忖度が迫られています。そんな中、「国旗を大切に思う国民感情」が法的保護対象にされ、また「不快・嫌悪」を「行為の外形」で国旗掲揚推進勢力や権力側が判断するのであれば、国旗損壊罪は愛国強制法・国体精神法の役割を果たすことになります。そして私たちの良心・信仰、生き方は、日の丸への敬意が見えるかどうかで検閲される事に繋がります。

このような事態を呼び起こす国旗損壊罪法の成立は、日本社会にとって必要な批判精神をさらに奪い、最終的には独裁国家と変わりのない追従や沈黙が支配する国になる一里塚になります。

以上のことから、私たちはこの法案に反対し、その撤回を求めます。

7, 6の参考資料

内心の自由、表現の自由侵害などの、すでに出ている論点は当然として、あまり指摘されていない、(今回のセミナーのテーマである)「好き嫌い」(快不快)に基づいた攻撃の危険性を中心に指摘しました。

「国旗の損壊等の処罰に関する法律」 (2026年6月27日成立)

(定義) 第一条 この法律において「国旗」とは、国旗及び国歌に関する法律(平成十一年法律第百二十七号)に定める国旗として用いられていると社会通念上認められる有体物をいう。

(罰則等) 第二条 人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。 2 前項の方法に該当するかどうかの判断は、行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案して行うものとする。

(適用上の注意) 第三条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、特に思想、信仰、表現等の自由に配慮しなければならない。

附 則 この法律は、公布の日(※)から起算して二十日を経過した日から施行する。

※国会成立6月27日、公布7月24日、施行8月13日

すでに多数のキリスト教教会・教会委員会、弁護士会等法曹団体、人権団体、政党から批判が出ています。主な批判点は

1. 表現の自由(憲法21条)の侵害と萎縮効果(警察・行政に対する自己規制)をもたらす
 2. 思想・良心の自由(憲法19条)への侵害となる
 3. 「外国等国旗損壊罪」とは保護法益・告発主体が異なるのに、同列に扱うのは不当
 4. 立法事実(法制定の必要性)がない
 5. 適用要件が主観的で曖昧(不快・嫌悪)であり、罪刑法定主義に反する
 6. 国際的にも、国旗尊敬は法的に強制されない(1943年米連邦最高裁判所「バーネット判決」、ILO・ユネスコは教職員への「日の丸・君が代」処分に対し、日本政府に繰り返し是正勧告)
- というものです。

今回の声明では、それらに加えて、まだあまり指摘されていない、「人権・平和をみざす個人・団体に『いちゃもん』『言いがかり』をつけたい勢力を焚き付ける法である」ということを主な訴えにしました。

それは、現在同志社国際高校が辺野古で死亡事故を起こしたことで右翼・ネットで激しく攻撃され、文科省から教育基本法違反と断じられたことにも関連します。すなわち、「政府が個人を抑圧する」ことだけでなく、そのような攻撃が「法を根拠にしたような装い」でなされることを強く警戒すべきだからです。

戦前にも「国体」「治安維持法」を根拠とした攻撃は矢内原忠雄、田中耕太郎、南原繁などのキリスト者(こ

れらの人は決して急進的ではありませんでした）に向けて国家主義者によって行われ、著作や職を奪いました。私たちは、法の持つ現実的効果にも目を向けて批判していかなければならないと思います。

8、沖縄差別政策・軍備増強をやめ、平和外交に務めるよう要請する(案)

内閣総理大臣 高市早苗様

全国キリスト教学校人権教育研究協議会 全国運営委員会

沖縄の人々の声を聞き、軍拡ではなく平和を発信してください

アジア・太平洋戦争の末期、20万人もの命が失われた沖縄の地上戦が終結したとされる6月23日、沖縄では「慰霊の日」になっています。敗戦から81年が経ち、悲惨な戦争を直接体験した方々が少なくなる中、「平和の礎」には今年も新たに刻銘が追加されました。追悼式では中学2年生が自ら書いた詩を朗読、曾祖母の足に残る空襲で負った傷は「生きたい」と強く願った証だと感じたこと、「もう誰にも血だらけの道を走ってほしくない、もう2度と沖縄の空を戦争で染めてはいけない」と、平和の尊さを自身の言葉で強く訴えました。沖縄では戦争体験者の思い、戦争がいかに恐ろしいかということが、若い世代まで受け継がれてきました。

今年は追悼式の参列者から「戦争反対」「憲法を守れ」「沖縄差別をやめろ」との声が上がりました。17世紀の琉球侵攻に端を発し、400年以上にわたって今も続く日本の権力者による沖縄への植民地主義的な棄民政策がさらに強まってきていることに対する沖縄の人々の声です。日本という国家が沖縄の人々にどれほど悲惨な経験をさせてきたか、特に沖縄戦についての証言、無数の慰霊碑や戦争遺跡が物語っています。地上戦では多くの民間人が飢えと恐怖の中で戦火をさまよひ、その果てに強制された集団死が起こり、日本軍による住民の虐殺も行われました。そして現在も日本全国の米軍基地の約70%が沖縄に集中、土地を追われ帰ることのできない人々がいます。戦闘機の轟音、米軍兵士による性犯罪をはじめとする事件、事故など軍による暴力が今も頻発しており、日米地位協定の壁により日本政府はそれを放置せざるを得ない状況もあります。同時に沖縄では基地が存在することによって環境汚染など様々な社会問題も起こっています。

県民投票による住民の明確な反対の意思を無視し、美しい辺野古の海を埋め立て、米軍から言われるがまま、新基地建設を強行し続ける日本政府のやり方は、非人道的であり受け入れることはできません。今すぐ工事の中止を求めます。埋め立て予定地が工事不可能な軟弱地盤であることなど、建設計画のずさんさ、沖縄戦犠牲者の遺骨が含まれる土砂の投入計画など、次々と問題が明らかになっています。工事を中止し、様々な立場の人と柔軟に対話し知恵を集めれば、沖縄の人々と共に別の解決策を見いだすことができるはずです。それこそが日本政府が沖縄の人々から信頼を回復する大きな一歩になるでしょう。

政府は「中国の脅威」「台湾有事」という文言でメディアを使って危機を宣伝し、人々の意識をことさらに煽り、奄美大島から与那国島に至るまで、地対艦ミサイル部隊や地対空ミサイルを配備し始め、戦争ができる体制づくりを強化しています。豊かな自然と文化に囲まれて生活する島の人々からは恐怖や反対の声があがっています。もし戦争が起これば、その最前線で「徹底抗戦」を強いられ、真っ先に生活の場を奪われるのが沖縄の人々であることは、歴史が示す通りです。それは沖縄に対する差別と棄民

にほかならず、81 年前と同じ歩みを繰り返してはいけません。かつて日本という国が、沖縄に住む人々に対して何を強いたのか、今こそ私たちがもう一度学び直し、不戦を誓い、後世の平和のために力を尽くすべきです。沖縄に対する差別的な政策をやめ、そこで生活する人々の声をどうか真剣に受け止めて下さい。軍事費拡大と軍備増強ではなく、周辺諸国との平和外交のため真摯に力を注いでください。国と国との間の緊張を和らげ良好な関係を築き、沖縄の人々の声を聴き入れ信頼できる関係を構築するためにこそ、私たちの税金を有効に活かし用いてください。

9、原発政策に対する意見書(案)

内閣総理大臣 高市早苗 様

経済産業省大臣 赤沢亮正 様

全国キリスト教学校人権教育研究協議会 全国運営委員会

原発再稼働、新設をやめ、原発を廃止することを求める要請書

ここ数か月、日本列島では地震が頻発し、7 月 28 日には最大震度 7 の地震が熊本を襲いました。地震が起きるたび、テレビでは原子力発電所（以下原発）の様子を映しだし、「異常がない」ことを伝えています。今回も九州電力は川内と玄海原発に「異常がない」ことを発表しました。

地震が起きれば原発は大変なことになる、福島第一原発事故を起こしたこの国では、それは想定外のことでなく、将来必ず破滅的危機がおとずれる可能性は広く認識されています。プレート境界に位置し、多くの火山がある日本列島には 18 か所の原発、廃炉決定を含め 60 基の原子炉があります。私たちは破滅的危機と隣り合わせで暮らしていることになります。私たち一人ひとりの安全、幸せに生きる権利を守る責務は国にあります。しかしこの国は最も大切なその責務を果たしていると言えるでしょうか。

そもそも原発を建設し稼働する政策は犠牲の上に成り立っています。福島第一原発事故でいのちを失い、生業を失い、故郷を失い、人間関係を破壊されたのは、電力を多量に消費して繁栄を謳歌する都市に暮らす人々ではなく、自然に依拠してつましく地方に生きる人々でした。またウラン鉱採掘から始まり、原子炉の点検、清掃、廃炉に際して放射能汚染されるのは弱い立場の人々です。

事故後、さすがに政府は全ての原発を停止、原発への依存度を減らすことにし、ドイツや台湾のように脱原発の流れが進むかと期待されました。しかし今、政府は温暖化防止を口実に原発の最大限活用へと方針を転換し、老朽原発の運転期間を延長、廃炉原発の敷地内などに新設、増設しようとしています。そこには、福島第一原発事故で今も苦しんでいる人々、犠牲の上に成り立つ生活ではなく、いのちを最優先するために脱原発を願う人々、原発の危険を指摘し続けている専門家の言葉に耳を傾ける姿勢は見られません。

原発は CO₂を排出せず、温暖化防止につながるという言い訳は通用しません。原子炉を一基冷却するために毎秒 7 トンの海水が使われ、温排水は海水温を上昇させ、生態系に影響を与えています。ウラン鉱の採掘、精錬、濃縮、加工から始まり、原発の稼働、廃炉、そして使用済み核燃料の管理には膨大な電力を必要とすることから、原発の発電量が増えると火力発電量も増えていきます。

ウラン鉱はそのうち枯渇していくと考えられています。核燃サイクルは破綻しています。膨大な量の放射性廃棄物の処理場は未定です。このような「ないない尽くし」の現状にもかかわらず、原発政策を放棄できないのは、「核保有」の可能性を残しておきたいからだと思わざるを得ません。今までに原発から生み出されたプルトニウムは長崎原爆 4 千発分にのぼると言われます。政府与党の中には「非核三原則」を見直そうという声も出ています。原爆の材料であるプルトニウムをつくり出す原発を稼働することにより、原爆を製造、保持する潜在能力を持ち続けようとするのは、ヒロシマ・ナガサキの惨禍の中から核廃絶を呼びかけ続ける被爆者、核兵器は絶対悪であると訴え続ける世界の人々を愚弄するものです。

犠牲者を生み出しながらまやかしの論理でごまかし、とりわけ未来を生きる子どもたちを危機にさらしても既得権益を守り、核兵器保有の可能性を手放さず原発政策を進めることは許されません。すべてのいのちを守り、ともに生きる平和な社会を創り出そうとする教育の理念とは根底から相反する原発再稼働、新設を中止し、原発廃止へと政策を改めるよう、強く要請します。

10、入管行政の排外主義に抗して

内閣総理大臣 高市早苗 様

全国キリスト教学校人権教育研究協議会全国運営委員会

排外主義に NO！～誰もが人間として尊重され差別なく「共に生きる」社会を～

私たちは、30 数年にわたり人権教育・平和教育を推進してきました。子どもたち、被差別少数者の声を聴くことにより、制度上の不条理や自らの偏見にも気づき、「共に生きる」社会の豊かさを学び味わってきました。しかし、にわかに耳にするようになった「秩序ある」共生社会は、外国籍者に課される人道的視点を欠いた厳しいルールに基づく「秩序」を、人権に優先する課題としておしつけているように思います。日本の国内にはすでに **420 万人**の外国籍者が暮らしています。その当事者にこそ発言権がないまま強制される待たなしの状況の中、傷を負う人々、とりわけ子どもたちのために、発言します。

昨年 10 月に発足した高市政権は、在留審査や日本国籍取得の厳格化、教育の無償化制度からの外国籍者の排除などの外国人規制策を急速に進めています。同年 5 月に出入国管理庁が発表していた「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」を強行に推進し、強制送還を前年比でほぼ倍増させています。その結果、日本で生まれ育った非正規滞在の子どもたちやその家族、他国であれば難民認定されたであろう人々等が、突如日本での生活を根こそぎ奪われる理不尽に苦しめられています。かろうじて滞在が続く場合も、住居や駐車場を貸してくれなくなった、クレジット契約更新を断られた、クラスメートから「日本人ファースト」と言われたなど、日常的な差別が悪化しているのです。

今年 2026 年5月 29 日には、在留審査に係る手数料の大幅引き上げなどを盛り込んだ入管法改定法が国会で可決成立しました。これにより、在留申請の手数料の法律上の上限は、更新・変更については 10 倍、永住許可については 30 倍に引き上げられることとなります。本法案によって、これまで外国籍者が日本で築いてきた生活を奪ったり、家族の分離を招いたり、迫害のおそれのある国に帰ることを事実上強いることになるのです。日本に長く居住し、日本人と同様に税金や公租公課も負担してきている外国籍者に対しての管理・監視、排除の強化の取組みを、政府はどのように説明するのでしょうか。ここには、日本社会の一員として外国人を迎え入れ、共に生きていこうとする姿勢はまるでみられません。

今求められるべきは、「ルール」や「秩序」という言葉で、国籍や在留資格、民族や宗教、ジェンダーや年齢によって、人びとの間に壁をつくり、対立させ、分断を煽るのではなく、同じ社会に共に生きる人間として向き合い、いかに人間としての尊厳を尊重し合い、違いを認め合って共に生きていくかを模索し、努力を重ねることなのではないでし

ようか。属性や能力によって人びとの間に線を引き、「我々」とは異なる存在とみなされる「かれら」に管理・監視の眼差しを向けるような抑圧的な社会ではなく、一人ひとりのありのままを認め合い、権利が保障され、誰も排除されることなく、自らの可能性を実現できる豊かな社会。これこそが、私たちが目指す「共に生きる」社会です。

私たちは、国に対し、国籍や民族にかかわらず、基本的人権が保障され、社会の一員として尊重される社会を目指す政策をとることを望みます。